

◆契約内容をよく確認してから注文しましょう！



テレビショッピングでお試しサプリメント（2,500円）を注文した。今日、注文していないサプリメントが届き4,500円の振込用紙も同封されていた。事業者に電話をして「注文していない」と言うと「継続契約だ。テレビでも言っている」という。「解約返品したい」というと「送料は負担して」と言われた。販売方法に納得できないという相談が寄せられました。

購入する時に、相手事業者が継続・定期購入であることを告知し、表示に問題がなければ、一方的に解約することはできません。この場合、解約する際は相手事業者の合意が必要になります。

商品を購入する際は、慌てずに契約内容をよく確認してから契約するようにしましょう。

最近では「定期購入している健康食品を解約する際、電話でしか受け付けしないと記載があるので、電話をするが繋がらない」という相談が、年齢問わず多く寄せられています。電話をしても繋がらない場合は、はがきで解約する旨を特定記録など、記録の残る方法で通知しましょう。もし、商品が送られてきた場合は受け取り拒否するようにしましょう。

契約トラブルでお困りの時には、大阪市消費者センターまで、ご相談ください。

◆こんな相談が寄せられました。

皆さん、ご注意ください！！

表札を変えようかと思っていた時に、当該事業者の営業員が訪問してきた。ちょうどいいと思い、表札を注文してお金を渡した（2,000円）。2週間後に表札が納品される予定だったが、約束の期日を過ぎても表札は納品されなかった。おかしいと思い、当該事業者へ電話をしても、アナウンスのみで繋がらなかったという相談が寄せられました。

訪問販売で3,000円未満の現金取引の場合、原則クーリング・オフはできませんので、すぐに警察相談専用電話「#9110」へおかけください。

また、被害に遭ったり、不安を感じた場合は大阪市消費者センターもしくは消費者ホットライン「188（いやや!）」へおかけください。

◆ 大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

メインキャラクター エルちゃん

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

